装置型式指定規則の一部を改正する省令

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（特定装置の種類）

第二条　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一～十一の四　（略）

十一の五　法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち運転者席（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

十二～四十九　（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～五　（略）	（略）
五の二　第二条第五号の二の制動装置	第十三H号改訂版
五の三　第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十二改訂版
五の四～十一の四　（略）	（略）
十一の五　第二条第十一号の五の運転者席	第百二十五号改訂版 第百二十五号第二改訂版
十二～十五の三　（略）	（略）
十五の四　第二条第十八号の一酸化炭素等発散防止装置	第百五十四号第二改訂版（レベル一Aに係る部分を除く。） 第百五十四号第三改訂版

改正前

（特定装置の種類）

第二条　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一～十一の四　（略）

十一の五　法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち運転者席（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。）

十二～四十九　（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～五　（略）	（略）
五の二　第二条第五号の二の制動装置	第十三H号改訂版
五の三　第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十一改訂版
五の四～十一の四　（略）	（略）
十一の五　第二条第十一号の五の運転者席	第百二十五号第二改訂版
十二～十五の三　（略）	（略）
十五の四　第二条第十八号の一酸化炭素等発散防止装置	第百五十四号（レベル一Aに係る部分を除く。） 第百五十四号改訂版